

社会資本整備総合交付金に係る用語集

	用語	内容
カ	「関連事業」	「(整備計画の)目標」を実現するため、「基幹事業」と一体的に実施することが必要な事業であり、「関連社会資本整備事業」又は「効果促進事業」の二種類がある。
	「関連社会資本整備事業」	「関連事業」のうち、社会資本整備重点計画法第2条第2項第1～13号に掲げる事業又は公的賃貸住宅の整備に関する事業。 一の「整備計画」に何種類の「事業等」を記載してもよいが、複数種類を記載する場合には、当該「事業等」の必要性を合理的に説明する観点から、どの「事業等」がどの「基幹事業」に従属するかを明らかにすることが望ましい。
キ	「(整備計画の)期間」	「(整備計画の)目標」を実現するために要する期間。 「事業等」に「新交付金」を充てようとする期間であって、おおむね3～5年間で「整備計画」ごとに定めるもの。
	「基幹事業」	「(整備計画の)目標」を実現するため基幹となる事業。 4つの「分野」ごとに、複数の種類の事業がある。 「整備計画」を策定する際は、少なくとも一種類以上の「基幹事業」を「交付対象事業」として位置づけることが必要。
ケ	「計画書」	一又は複数の「整備計画」をとりまとめて体系的に整理した書面。 複数の「整備計画」を一の計画書にとりまとめるときは、少なくとも、4つの「分野」ごとに「章」で区分して「整備計画」を分類・整理したもの。 必ずしも4つの「分野」を網羅している必要はない。 「新交付金」を充てて行おうとする事業の「整備計画」の総称。
コ	「効果促進事業」	「関連事業」のうち、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な「事業等」。 一の「整備計画」に何種類の「事業等」を記載してもよいが、「提案事業」との合計額(事業費ベース)が「全体事業費」の2割以内であることが必要。
	「交付対象事業」	「新交付金」を充てて行おうとする「事業等」で、複数の「基幹事業」又は「関連事業」。 (例1) 同一年度に複数の「基幹事業」を行うもの (例2) 「(整備計画の)期間」中の別の年度に「基幹事業」と「効果促進事業」を行うもの など
シ	「事業等」	事業又は事務
	「従来の交付金」	まちづくり交付金、地域住宅交付金、地域自立・活性化交付金、みなと振興交付金及び地域活力基盤創造交付金をいう。
	「新交付金」	社会資本整備総合交付金の略称
セ	「整備計画」	社会資本総合整備計画の略称。 「目標」及び「期間」のほか、「目標」や「期間」を同じくし、当該「期

		間」中に当該「目標」を実現するため一体的に行おうとする複数の「事業等」で構成されるもの。 「計画書」を構成する最小単位。
	「全体事業費」	「(整備計画の)期間」を通じて「(整備計画の)目標」を達成するために実施する「事業等」の事業費の合計額で、「整備計画」を単位に算出したもの。
テ	「提案事業」	次の各条項に基づく交付金制度における提案事業をいう。 ・ 都市再生特別措置法第47条第2項 ・ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第7条第2項 ・ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第19条第2項
ト	「特定計画」	社会資本総合整備計画の計画事項に相当する事項を含む一定の計画等。 当面の経過措置として、その提出は、「整備計画」の提出とみなされることから、「整備計画」を策定・提出しなくても、位置づけられた事業に充てるための「新交付金」の交付を受けることができる。
ヒ	「評価指標」	「(整備計画の)期間」の終了後に「(整備計画の)目標」の実現状況等を明確に把握できるようにするため、「(整備計画の)目標」を適切に定量化した指標。 「(整備計画の)目標」に対し、一又は複数の「評価指標」を設定する。
フ	「分野」	社会資本整備の目的を4種類(活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備、地域住宅支援)に分類したもの。 「基幹事業」は、この各分野ごとに複数種類が定められている。 「整備計画」を策定するときは、原則、「分野」ごとに行う。複数の「整備計画」を一つの「計画書」にとりまとめるときは、「分野」ごとに「章」で区分して「整備計画」を分類・整理しなければならない。
モ	「(整備計画の)目標」	「(整備計画の)期間」中に、「新交付金」を充てて行おうとする「事業等」の実施により実現しようとする社会経済状態
ヨ	「要素事業」	「整備計画」に位置付けた「基幹事業」や「関連事業」を構成する一つ一つの「事業等」。 例えば、「基幹事業」が道路事業であれば、県道〇〇線〇〇工区(L=〇km)など。